

【リヒテンシュタイン政府発表】新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置（緩和）について

【ポイント】

● 11月25日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置（緩和）を発表

【本文】

11月25日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置の緩和を発表しました。

1 リヒテンシュタイン国内における新型コロナウイルスの症例数は、引き続き高い水準にある一方、爆発的な増加については、厳格な措置により落ち着きを見せはじめている状況を受け、11月29日（日）を期限として実施中の飲食店及びバーの閉鎖措置を予定どおり終了し、11月30日（月）から厳格な感染防止措置の遵守を条件に営業再開が許可されます。

2 レストラン及びバーの営業は、閉鎖措置以前と同じ厳格な条件が適用されます。

- (1) 1テーブル当たりの人数は最大6人まで
- (2) グループ間の距離を少なくとも1.5m以上確保
- (3) 飲食は着席時の場合のみ
- (4) 従業員のマスク着用義務

3 2に加え、レストラン及びバーは、午後11時から翌午前6時までの間、閉店が義務付けられます。

4 ディスコ、ダンスホール、ダンスイベントの実施及びイベントにおける飲食物の提供は、引き続き禁止されます。

また、感染防止コンセプトの策定をせずに開催可能な私的事件は、引き続き参加者数が10人以内に制限されます。10人を超える私的事件は、1.5m以上の社会的距離の確保、屋内におけるマスク着用義務及び飲食物提供の禁止を含め、公的事件と同様の条件が適用されます。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://www.regierung.li/media/attachments/673-corona-oeffnung-restaurants-bars-1125.pdf?t=637419046909317471>

過去のリヒテンシュタインにおける各種措置については、以下をご確認ください。

○11月10日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100114064.pdf>

○11月4日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100111633.pdf>

○10月23日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106954.pdf>

○10月20日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100105670.pdf>

○10月15日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104217.pdf>

○在リヒテンシュタイン日本国大使館

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/jointad/li/ja/index.html>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>